

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

## 論 說

勞働と資本との根本的協調……………法學博士 田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………法學博士 神戸 正雄

所帶統計概説(一)……………法學博士 財部 靜治

植民地の土地政策(一)……………法學博士 山本美越乃

明治の米價調節(四)……………法學士 本庄榮治郎

## 時事問題

勞働組合の公認問題……………法學博士 戸田 海市

海上再保險官營問題……………法學士 小島昌太郎

## 雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………圓谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………法、文學士 小島 祐馬

獨逸の戰時財産差増稅新法案に就て……………法學士 汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………編輯 委員

## 特別課徴の利害並に其當否

神戸 正雄

緒言（一）本研究の目的（二）説述の順序

第一段 特別課徴の正當

其一 特別課徴正當の理由（一）特別利益に對する特別課徴の賦課の正當（A）特別利益に對する報償の正當（B）特別損害に對する賠償（二）別に租稅手数料の賦課の肯定（A）租稅（B）手数料（C）存立の理由と其場合（一）其行はれざる場合（1）一般税に依る場合（2）特殊税に依る場合（3）

其二 特別課徴を設くるに適當なる施設

第二段 特別課徴の利害

其一 特別課徴の利益（一）政治上、必要なる改良事業の進行を促すの利あること（二）人々に不平不滿ならしめ、社會上及經濟上有利なること（三）財政上、收額の確實といふ利あること（四）租稅技術上、徴收の容易といふ利あること（5）

其二 特別課徴の弊害（一）其賦課上（A）面倒なる計算（B）恣意的決定（C）不公平配當（二）其徴收上（3）

結論（本文の要旨）

## 緒言

前文並に前々文に於て、特別課徴の何たるか、及如何に之を構成すべきかの大綱を明かにした其處で此には進んで現代の日本に於て之を設くるの至當且つ有益なることを説かうと思ふ。由來

我邦では、地方にてもまた國家にても時勢の進運に伴れて益々多く道路其他につき施設を爲さなければならぬものゝあるのに、常に財源難を嘆じて居る。而かも顧みて斯かる財源として適當なるものがあり、其を等閑視して居るといふのは太しき迂濶といはなければならぬ。私は日本にても速かに特別課徴制度を國定して特に地方をして其改良施設を行ふに據るべきの財源並に其賦課の標準を得せしむるのが適當であると思ふ。私は之が注意を促すが爲めに、前文前々文と共に此文をも草する。

本文説述の順序としては、先づ特別課徴設定の正當なることを説き、次いで其に伴ふ利害を説く。前者に於ては先づ其が正當なる所以の理由其ものを説きて、然る後に之を設定すべき場合を例示し以て其意義を一層明瞭にしやうと思ふ。

## 第一段 特別課徴の正當

### 其一 特別課徴正當の理由

(一) 特別利益に對する特別課徴の賦課は正當である。——(A)元來特別利益を得たる者が其に對し特別の報償を爲すことは當然の要求である(註一)。然るに今日の日本では假りに道路を築きたりせば、又は之を修繕したりとすれば、其費用は凡べて之を地方團體が拂ふ。其は廳がて人民の一般

負擔として租税から取らるゝ。斯くて道路の築造又は修繕に依り特に他人よりもより大なる利益を受けた者が、其に對して相當なる負擔を爲さず、結局、一般の負擔に依つて特定少數人が其利益を私占するの結果を生ずる。洵に不當利得、反面よりいへば他の人々の不當損害である。此は何うしても特別受益者に相當なる特別課徴を課し、他の人々の負擔を軽減しなければならぬ。此が正義の命ずる所である。又現代人の如く利害につき敏感を持つ者に對しては、特別受益者に相當の特別負擔のないことは、他の人々に不平不満を懷かしむることになり、社會組織を堅實ならしめる所以でなく、人々をして其經濟生活に勤勉勵精ならしめる所以でもない。之を矯正しなくてはならぬ。之を傍觀する統治團體は、其當さは盡すべき道義的任務を虚ふするものである。彼が一の怠業を爲すに均しい。又た個人としても他人の方に依つて自己の利益を進めやうなど、いふ依頼心を起すのは不心得至極であり、人々は自己が特別利益を受けたるだけにては、進んで之が報償を爲すことを敢てしなければならぬ。餘りに國家地方團體の組織の有機的關係を高調して一切の負擔を租税に依らしめやうとし、爲めに特別受益者の不當利得を無視するは宜しくない（註二）。固より夫の政府の施設により受くる特別利益が指示すべからざるか又は全く不可分なるかであれば已むを得ない、其は租税に依るの外ないが（註三）、道路等の如きものでは、其により受くる特別利益が指示することを得、且つ可分的でもあるから（註四）、此は是非とも特別受益者に相當

の特別負擔を爲さしめなければならぬ。假令嘗て自由貿易論が盛んになつて、市町村を純經濟團體と解し、其方便の調達を、凡へて給付及反對給付原則の上に立てなければならぬといふたのは、<sup>1)</sup>極端であつて、探るに足らないにせよ、夫の施設の費用の負擔につき、一部此原則の適用さるゝことはむしろ當然のことといはなければならぬ。(B)或は斯の如く公共施設により特別利益を受けたる者に特別課徴を課するならば、之により損害を受けたる者に賠償を爲さなければならぬではないかといふ論もあらうが、そして同一人に對し同一事業により利と害とを生せしめたるだけにては之が損害の計算を爲すべきであるが、(註五然らざる以上は夫の損害を斟酌することを得ぬ。之が賠償が不十分であるからといふて、夫の政府にて取り得べき理由をもつ所の特別利益に對する特別課徴を遠慮するには及ばなす。

(註一) 汝が費用を生ぜしめ及利益を得たるの故に、汝が拂ふ (Du Zahlist weil du Kosten verursacht und Vorteil hast.) とはワグナーの名言である。而して彼は又曰く、負擔の公正なる配分は利益に相當することである。ローズウオーターは之につき、特別課徴の體系の爲めの唯一の正當なる基礎は與へられたる特別利益にありといひ、セリグマンは例之、新道路が開かれたるときは、其費用が全く全社會にて擔はれざるべきことが公平と考へらるゝ。併し價値の直接の昂上に依つて否むべからざる利益を受くる所の接觸不動産の所有者によりて、一部又は全部支拂はるべきことが公平と考へらるゝといひ、バステープルは一方に所有者の限られたる階級の利益の爲めに費用の招かるゝ所には、彼等の得たる特段なる利益の爲めに、彼等が之を支拂ふことを要求せらるゝの正當なるを信する爲めに頗る強き理由ありといひ、エーアラーも亦、市町村設備より特段なる經濟上の利益を得又は斯かる設備を特段なる度にて要求に取る者は、第一位に之より生ずる費用に相當なる方法

1) Odenkirchen, Interessentenbeiträge. S. 16.

にて任ぜしめらるる事、此が斯かる特段なる利用を受けざる市町村の其他の納税者に歸せられざる事が公正に適ふといふ。<sup>2)</sup>

(註二) ワグナーは之につき前掲書中に曰く、故リブクネットは未來國家を讚美して、銜鐵は其時代には無償であり、鐵道も同様、航空船も同ならんといふた。併し予は之に答えて曰ふ。吾人が之を欲するならば、吾人は今日にても之を行ふを得るであらう。今日も無償にて人を輸送し得るであらう。併し吾人は之を欲しない。何となれば吾人は之を正當と思はない。吾人は常に何人が費用を擔ふべきかを問はなければならぬからと。此はむしろ手数料に關するが趣意は特別課徴にても同である。それで彼は特別課徴につきても其財政學中、下の如く曰ふて居る。曰く一般に良く制定せられ且つ適當に擴張されたる分擔金制度は、通例の手数料制度及固有の租税の正當なる補完である。隨ふて國家及自治體の共產的性質を制限する適當なる方便である。此が原則上許すべく、又實際上行ふべき處では、此が起されなければならぬ。此が強制共同經濟に於ける分配的正義の要求である。<sup>3)</sup>

(註三) 指示すべく可分的の利益を與ふる場合にも、特殊の租税に依る場合がある。即ち手数料を取る代りの意味を持ちたる税である。後掲註一三を見よ。

(註四) セリグマンは曰く、地方政府が一定行爲を爲し一定費用を使い、其結果が財産の或特段なる片の價に於ける明かに且つ測定すべき増加である場合には、論理及正義の各の考慮が、此費用を充すが爲めに所有者よりの特別の貢獻を要求すること。<sup>4)</sup>

(註五) セリグマンは曰く、或個人が利益の爲めに支拂ふべきものであるならば、其隣人が公の改良の爲めに生ぜしめられたる其財産に於ける損害の爲めに賠償されなければならぬといふことが要求せられた。併し委員會(英國の)は財産に對する損害は其同一改良により直接の近隣に在る其財産に生ぜられたる利益の爲めに同一所有者に特別課徴の課せらるべきにのみ計算せらるべきこととした。<sup>5)</sup>

(二) 斯く特別課徴を肯定はするけれども、別に租税并に手数料の賦課を否定せざるのみならず肯定する。——上説の如く特別受益者に特別課徴を課するを正當としても、其の關係施設の費用に

2) Wagner u. Preuss, Kommunal Steuerfragen. S. 15. Rosewater, Special assessments. p. 132. Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 414. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 403. Ehrler, Die Gemeindebesteuerung im Grossherzogtum Baden. (Schriften des Vereins f. Sozialpolitik, Gemeindefinanzen. I.) S. 160-161.

3) Wagner u. Preuss, a. a. O. S. 13-4. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 192.

4) Seligman, l. c. p. 445.

5) Seligman, l. c. p. 446.

つきて別に租税手数料の賦課をも許さないのではない。即ち

(A) 租税——例之、道路の築造又は修繕費につき、沿道の地主の利する許りでなく、其地方團體に屬する一般人もが利益するから、彼等も亦た相當の負擔を爲すべく、即ち夫の費用の一部は租税に依るべきである。そして租税と特別課徴と何れか先きに夫の費用を充すべきかといへば、租税の補完的性質に考えて、むしろ特別課徴をして先立たしむべきものといふべきである(註六)

(註六) ロッシャーが、然らざれば費用が租税に依つて齎すべきときは、分擔金が通例徴收されなければならぬといふのは此意味である。普魯西の地方課徴物法にても、分擔金は通例然らざれば費用が租税によりて齎されざるべからざるべきに徴收すべきものとす。ポルンバウムが之につき敷衍して曰ふのに普に於ては地方課税に於て、給付及反對給付原則を出來るだけ廣く實行せんが爲めに、法律が財政需要を先づ以て手数料及分擔金によつて充たさしめんとし、此目的を達せんが爲めに、地方財政に於て租税よりも手数料と分擔金とに優先權を與ふる所の諸多の規定を出したる。其他アラウンシュワイヒにても市町村は他の收入、特に市町村有財産、手数料分擔金又は交付金より充たされざるだけにて、其費用の充足の爲めに租税を徴收するの權能があり、アンハルトにても分擔金徴收義務は、市町村に然らざれば設備の費用が租税に依つて齎すべきだけにてのみ生ずる。又バーテンにても市町村費の充足方便は出來るだけ、支出を引起す所の市町村制度、市町村活動及之により生ぜられたる利益に密接なる關係に於て求むべく、此原則の實行に於て、固有の一般課税の範圍が其補完的性質の原則に従つて、狭き限界に限るべきものといふ原則より出發するといふことである。

(B) 手数料——或公共施設の費用の爲めに、右特別課徴と租税との外、別に手数料をも課するを至當とせずやが一の問題である。(い)前に特別課徴と租税とを對立して、例之、道路費につき、沿道

6) Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 444. Zelle, Städteordnung. 5. Aufl. S. 76. Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 18. 62-3. 123. Ehrler, a. a. O. S. 156-7.

の土地所有者の受くる特別利益と、一般人の受くる利益とを對立せしめたが、其一般人の受くる利益は精密にいふと尙ほ分科し得る所であつて、眞に不可分にして指示すべからざる一般的利益と、指示すべく可分的なる特別利益とになる。前者の爲めには租税に依る外ないが、後者の爲めには道錢といふが如き手数料にて負擔せしめることが出来る。其道錢に當るものを便宜上、特定人に纏めて課することがあり（註七）、其に分擔金（特別課徴）の名の與えらるゝことがあつても、其は性質上手敷料に外ならぬ。名稱によつて誤解してはならぬ。又道錢といふても更らに細かいふと人と車馬とに別つべく、人道と車馬道と別たれた處では、人は人道の方につき、車馬は車馬道の方につき課せらるべきものである（註八）。兎に角、一般人が道路より利益を受くるといふても、現に其道路を通行して利益を受くる人は、他の之を通行せんとすれば通行し得るといふことに於て利益を受け及、此道路の爲め一般精神的物質的文化的發達の恩澤に浴する人々よりも、特別に指示すべき可分的利益を受くるものとして手数料を取られても不服をいふことは出来ない。唯だ交通の餘りに頻繁なる都市の道路の如きでは、此を課せらるゝと、之を利用する人々の面倒を増し、交通を妨害するといふ缺點がある（註九）。さうかといふて、餘りに交通の少き偏僻の處では、其収入が取立の爲めの吏員を置く費用を償ふにも足らぬことゝなつて之を不經濟とすることもある。其から凡べて手数料には収入額の動搖の大いといふ弊もあり（註一〇）、旁々此道錢の適用の餘地



は少い。其の行はるゝは精々地方間の大道、例之日本にていへば國道府縣道位のものである(註一)。で態々設ける程のものではあるまいが、既存のものには之を何にも自由主義に捉はれて、廢止するには及ばない(註二)。ろ)そして此道錢を設けない場合には(1)其の此に當る部分は結局、租税に依つて一般人より取らるゝことになる。其は手数料が交通を妨ぐることが、廳がて一般が租税に依つて負擔するも已むを得ざるの、一般的必要の理由を成すことになるか、又は手数料を取るも徵收費を償ふに足らぬ場合には、之を取るが爲めに財政上不利を見るの故に之を止める、即ち此にも矢張り一般的必要の爲めに租税に依ることゝなるのである。(2)尤も其租税に依るとしても、特に利益を受け隨て手数料を取らるべかりし物に對するの特殊なる租税を選ぶも一方法である。例之、車、馬、自動車税の如きである(註三)。勿論其は人道と車馬道と區別されたる場合には、其車馬道の負擔のみに關する。

(註七) 手数料を集合的に納める場合を分擔金といふことがある。例之、昔の一九〇二年の道路建設に對する豫約給付に關する法律に基きて課せらるゝ所の分擔金の如し。此法律に依れば、獨立なる交通設備を成す所の公道又は橋梁が、工場、鐵山、石取場、煉瓦燒場又は類似企業の設定の爲めに一時又は其經營中、大なる度にて引續き使損せらるゝときは、其維持負擔が之によりて増加を受くる者の動議によりて、且が道錢橋錢の徵收によりて充たされざるときは、又充たされざるだけで、此過負擔の度に應じて、右企業者に關係道路の維持の爲めに相當なる分擔金が課せらるゝことを得る。<sup>7)</sup>

(註八) ツルカミは曰く、人道の外、道路の敷石は歩行者よりは殆んど全く利用されないから、其費用は車、特に荷車、發澤

7) Odenkirchen, a. a. O. S. 10.  
 8) Walcker, Fw. S. 76.  
 9) Birnbaum, a. a. O. S. 219.  
 10) Neumann, Die Steuer, und das öffentliche Interesse. S. 333.  
 11) Rau, Grundsätze d. Fw. 5. Aufl. I. S. 374. Landsberg, Die Entwicklung des Gemeindeabgabewesens. (Gemeindefinanzen. II. I.) S. 4.

車の特主及地主に課することが正當である。<sup>87)</sup>

(註九) ビルンバウムに依れば、ウユルテンベルヒでは、橋及道錢は之により交通を妨げざらんが爲めに一般に採用すべからざるこゝとなつて居るといふ事である。<sup>89)</sup>

(註一〇) 此収入動橋の大なることをノイマンが特に擧げて居る。<sup>10)</sup>

尤も手数料には左の三の長所があることを無視してはならぬ。勿論其短所に比して重きを爲すに足らないけれども。

(一) 地方施設を利用する住民外の人にも課することを得ること(ラウ、ランツメルゲ)。<sup>11)</sup>

(二) 特別課徴の如く臺帳作成費を要せないこと。<sup>12)</sup>

(三) 義務者が小額つゝ而かも適意の時に拂ふを得ること。<sup>13)</sup>

(註一一) ヲグナーは田舎道には道錢に長所ありといふ。<sup>14)</sup>

實例に依るに普國にては道錢橋錢徴收の強制はないが、そしてリュツカーに依れば道錢が七十年代に國道には止められたが東部の諸多の郡道には維持せられた。それからランツメルゲに依れば此國の大市には道錢はないが、橋錢はある。東部の諸市にては多くは唯だ車、家畜より、ライン諸市には歩行者より取るもある。<sup>15)</sup>

(註一二) 例之、シュワルツブルグ、グンダースハッセンでは、交通を妨ぐる道錢橋錢の尙ほ現存するだけでは、此が更に徴收せらるべきである。其は唯だ舊率にてである。併し此種の新しき課徴物は一般に採用してはならぬ。何となれば此が急速進歩を爲しつゝある所の近世交通を妨ぐるからといふ事である。<sup>16)</sup>

ヲグナーも、利用者に対し道錢を絶対に廢棄すること及隨て道路費を他の者(其の他の利害關係者が公團體の金庫か)に全く移すことは一般原則的には辯護せられない。寧ろ反對に道錢が恰も手数料として原則上辯護せられ、且つ實際上不適當でないやうであるといふて居る。<sup>17)</sup>

(註一三) ヲグナーは曰く、運搬器、車、馬、自動車を持ちて道路を利用する人は、道路につき一層大なる利益を有つ。——車税、馬税、自動車税、交通税等が多くの國にて既に肯定的に決定せらるること。<sup>18)</sup>

12) Neumann, a. a. O. S. 333.

13) Neumann, ebenda.

14) Wagner, a. a. O. S. 136.

15) Zelle, a. a. O. S. 74. Lücker, Die Entwicklung und die Probleme des Gemeindeabgabenwesens. (Gemeindefinanzen. II. 3.) S. 2. Landsberg, a. a. O. S. 7.

16) Birnbaum, a. a. O. S. 162.

17) Wagner, a. a. O. S. 129.

18) Wagner und Preuss, a. a. O. S. 14. 15.

## 其二 特別課徴を設くるに適當なる施設

上記の如くにして或場合には特別課徴を設定するを正當なりとして、其場合は如何なる場合かといへば、或公共施設により一定地區内の受益者があつて、其受くる利益が明示すべき可分的のものなる場合である。尤も明示すべき可分的のものと云ふことは、之を絶対にいふことは難い。其が多少不明確でも良い。其當時の人々の普通の判斷によつて然りとせらるれば良い。具體的にいふと、道路、下水、灌排水、堤防などの場合である(註一四)。

(註一四) 試みに諸學者の學ぐるものを示すと左の通りである。

例之、セリグマンは特別課徴の活用は下の如き改良に及ぶ。道路を開くこと、設くること、平坦にすること、鋪石すること、改鋪石すること、板敷すること、邊石を置くこと、道路に撒水すること、瓦斯電燈にて照明すること、並木を植えること、下水道及堤防を築くこと、水管水道を設くること、水路を整理すること、川浚すること、公園街園及馬車道を設け及擴張すること是なりといひ、コーンは道路敷設、照明、下水、水道を挙げ、ホルグトは街路敷設及變更、灌排水、下水、瓦斯等を挙げ。そして匿名政治家は瘋癲病院の利用の爲めの費用分擔金、必要なる水工事の爲めの堤防組合の分擔金を挙げ、ノイマンは耕地整理、堤防、墓地、排水分擔金——道路分擔金を挙げ、更にパーテンのメチアルラステンが道路、橋梁、泉水等に關すといひ、ヘツケルは勞働保險分擔金、病院利用に對する分擔金、水道屠畜場瓦斯電燈の利用に對する分擔金を擧ぐるの外商工農會議所の如き利益代表に對する分擔金てふ財政の範圍外に屬するものを擧ぐる。——エーアラに依ればカルルス市の一九〇五年の分擔金の實例は左の如くである。曰く、道路維持分擔金、市有に移りたる舊國道維持に對する國家の分擔金、新設道路の維持費、職業紹介機關の經營に對する分擔金、道路の設立及下水費に對する地主の分擔金はなりき。

19) Seligman, l. c. p. 414. Cohn, System d. Fw. S. 127. Borgh, Fw. S. 72. Staatsmann a. D., Fw. S. 169. Neumann, a. a. O. S. 330. 331. Odenkirchen, a. a. O. S. 30. Ehrler, a. a. O. S. 161.

## 第二段 特別課徴の利害

### 其一 特別課徴の利益

特別課徴の正當であることは以上の如しとして、尙其他に於て之が長所短所如何といふことを明かにすることが肝要である。先づ以て其長所を列擧すると左の如くである。

(一) 政治上、必要なる改良事業の進行を促すの利あること、——即ち特別課徴の如きものがなかつたならば、到底財源の不足といふことで中止となるべきのに、斯かる財源があるならば、ごしごし必要なる事業を進めて行くことが出来る(註一五)。そして近代都市の發展は益々多く之に依らなければならぬ(註一六)。

(註一五) パステープルは曰く、特別課徴の廣き使用が改良事業を一層容易にするに疑がないと。<sup>20)</sup>

(註一六) アダムスは之につき、都市が發展すべく續く間は、特別課徴の形に於ける支拂が益々増加すべく續くであらうといふて居る。<sup>21)</sup>

(二) 人々に不平不満なからしめ、社會上并に經濟上有利なること、——即ち前段にもいへる如く特別課徴なく單に普通の租税によりてのみ改良事業費を辨じ、隨つて一般人の負擔に於て特定人が特別の利益を受くることを認めると、斯かる特別利益に與らざる者の間に、不平不満があり、隨ふては社會組織が薄弱になり、人々が勤勉勵精を缺くことにもなる。人々をして斯かる不平不

20) Bastable, l. c. p. 403.

満を懐かざらしめ、益々其堵に安んじて經濟生活を營み、現社會を愛護せしむるのには、何うしても公平なる負擔を定め、取敢ず特別課徴を設けなければならぬ。

(三) 財政上、收額の確實てふ利あること、——即ち此は一定の所要金額を一定地區内の各人に割當つるもの故、夫の普通の税(定率税)や手数料の如く收額の動搖するものと異り、動搖殆ど之なき一定金額を得るの見込があり、豫算上甚だ便利である(註一七)。

(註一七) ノイマンは此が濫帳作成の後に變動少き收入を擧ぐることを説く。<sup>22)</sup>

(四) 租税技術上には徴收の容易といふ利あること、——成程、初めに特別課徴の課額を定めることは若干面倒であるが、其後の取立は間接税や手数料などの如くに面倒ではない。脱納を防ぐ爲めの監督といふことも少くて済む(註一八)。

(註一八) ノイマンは此が比較的容易に徴收せらるし。——脱納を防ぐが爲めに困難且つ多費なる監督を要しない。大なる且つ進みたる豫備教育ある役人を要しないといふて居る。<sup>23)</sup>

## 其二 特別課徴の弊害

次に特別課徴の短所の重なるものは左の如くである。

(一) 其賦課上に於て(A)第一頗る面倒なる計算を要し、而かも此につき色々行政官と當事者との間に争も起らうし(註一九)、(B)結局多少恣意的に定めらるゝことになり(註二〇)、(C)随ふては各人民の間に不公平なる負擔の配當を爲すの機會もあり得る。特に近代の如く民主的政治の下には、動もす

21) Adams, Science of finance. p. 68.

22) Neumann, a. a. O. S. 331.

23) Neumann, a. a. O. S. 331-2.

ると政治の實權を有つ民衆が特別課徴により財産階級の負擔に於てどしど改良事業を行ふことになる心配もある(註二一)。尤も右の中賦課上の面倒及恣意といふことは凡べて此種の仕事には已むを得ない事として、特に他面前にもいふ如く、之が徴收の容易といふ場合もあるから恕すべしとして、借て賦課の不公平といふことについては、此は地方當局者の政治道義の訓練に依つて矯正する外なく、又た民衆が有産階級に重課を負はすことの如きも、假令多少此が行はれたにしても幾分かは轉嫁に依つて民衆の頭の上に戻つて來ることによりて緩む事が出来る(註二二)。

(註一九) パステープルは曰く、地方行政官と改良財産所有者とが、問題の改良價值につき頗る異りたる見積を爲すであらうと。又曰く、困難は課せらるべき財産と其各に與えらるる改良の額とを定めることに關して生ずると。<sup>24)</sup>

(註二〇) ローズウォーターは曰く、利益の區域が立法者、地方官權又は賦課委員會の考で恣意的に決せらるることゝなるのは確かである。<sup>25)</sup>

(註二一) パステープルは之につきて、選挙人は廣大なる地方工事に賛成し、而も其一部の費用を、限られたる恐らくは政治上方なき階級によつて拂はしむることゝなることがあるといひ、ローズウォーターは此課徴制度が民主的の社會では危険なるものといふ故障に遇ふ。選挙權が無土地民衆の手にある處では、民衆は不要なる公共改良の設立を、少數の財産所有者の負擔にて強制するであらうといふ。<sup>26)</sup>

(註二二) ローズウォーターは之につきていふ。併し課せられたる負擔は、初めに政府に拂ふ者の上に専ら止まらぬ。此が多くは占有者(土地の借主たる民衆)に轉嫁さるゝであらう。此故に特別課徴の場合に、凡べて他の公共課徴物に關するよりも一層大なる危険はない。<sup>27)</sup>

(二) 其徴收の容易なる爲めに過大の額を取り及義務者をして苦しましむるが如き取方をする事

24) Bastable, l. c. p. 403.

25) Rosewater, l. c. p. 146.

26) Bastable, l. c. p. 403. Rosewater, l. c. p. 147-8.

27) Rosewater, l. c. p. 148.

にならぬかといふ心配を説く人もあるが(註三三)。此は特徴課徴の如く初めより豫定全收額の定まつて居るものでは多分起ることはなからうと思ふ。萬々一其が起るとすれば、其矯正は地方政治道義に待つの外ない。

(註三三) ノイマンは曰く、此が徴收費の少い爲めに、相對的に大なる額にて要求せらるゝこととなり、然るまきに、厄介且多費なる督促、及有害なる、多くの關係にて腐敗し易き租稅實行を結果に有ら得ること<sup>28)</sup>

## 結 論

要之、特別課徴の外に、之と並んで手数料の行はるべきやは事情に依り一様にいふことは出來ぬが、其實行し得べきことがあり、實行するも至當なることがある。又此外に勿論、租稅の存立を認めなければならぬ。併し日本の今日の如く公共改良施設の費用を凡べて租稅に依るが如きは不當であり又不得策でもある。是非とも特別課徴を起して特別受益者に相當の負擔を爲さしめなければならぬ。特に今日改良施設の起すべき必要多くして財源難を嘆ずる事情の下には是非とも特別課徴にも依らなくてはならぬ。此に若干の不利缺點はあるが、他面に此に伴ふ利益長所は優に之を補ふに足る。で日本でも特に地方財政の爲めに之が採用につき據るべきの標準を定めて、各地方をして相率めて之を採用せしむることゝすべきものと考へらるゝ(註三四)。

(註三四) 大正八年四月法律五十八號道路法の三十九條にて、少くとも道路につきて特別課徴に當るものを課し得ることを明かにしたのは良いが、更に進んで其課徴の標準を定めないので遺憾で、此がなければ地方團體にては其適從する所に迷ふと思ふ。又道路以外にも此課徴の必要適切な場合があるから、更に其等をも定めて欲しい。